

田尻町農業委員会委員 募集要項

1 募集の内容

- (1) 募集人数 13人
※農業者でない方も申込みいただけます。
- (2) 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）
- (3) 身分 田尻町の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬 田尻町報酬及び費用弁償条例の規定に基づき支給（口座振込）
農業委員報酬額（令和7年度実績）
基本給（年額）110,000円（会長は130,000円）
能率給（年額）国から交付される交付金の範囲内で町長が定める額
※基本給は年額を4回に分けて支給します。

2 主な業務内容

- (1) 農地等の利用の最適化（「人・農地プラン」に位置づけられた経営者への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る農業者等との話合いや日々の農地パトロール・指導等
- (2) 農業委員会の総会（毎月上旬）において農地の売買や賃借、転用等の案件の審議・決定
- (3) 担当エリアの農業者宅への配付物の配付（年3～4回程度）
- (4) 農業者からの相談対応及び農業者への助言・指導
- (5) 大阪府農業委員会大会や研修会等への参加
- (6) 農地の保有・利用状況、農地所有者の意向等、農地の情報提供
- (7) その他、農業委員会が所掌する業務のほか、児童を対象とした食育や農業体験、及び、泉州黄たまねぎの普及事業など

3 推薦を受ける者・応募者の資格

農業に関する見識を有し、農地利用の最適化の推進等、農業委員会の職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者

- (3) 田尻町暴力団等排除条例（平成 24 年田尻町条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
※農業委員会では、女性や青年農業者等、地域農業の振興に理解のある多様な人材も求めています。

4 推薦・応募方法

(1) 申込方法

田尻町事業部産業振興課窓口または田尻町ホームページで募集要項等入手し、

- ① 農業者個人からの推薦による場合は、(様式第 1 号)田尻町農業委員会委員推薦書（個人用）に**農業者 3 人以上の連名**をもって代表者が提出してください。
- ② 農業者で組織する団体、その他関係者からの推薦による場合は、(様式第 2 号)田尻町農業委員会委員推薦書（団体用）を団体の代表者が提出してください。
- ③ 自ら応募する場合は、(様式第 3 号)応募申込書を提出してください。

(2) 提出書類

- ① 以下の推薦書または応募申込書（**様式第 1 号～様式第 3 号**）のいずれか。
 - ・ (様式第 1 号) 田尻町農業委員会委員推薦書（個人用）
 - ・ (様式第 2 号) 田尻町農業委員会委員推薦書（団体用）
 - ・ (様式第 3 号) 応募申込書
- ② 推薦を受ける者または応募者が**田尻町以外に住民登録をしている場合は、本籍地が記載された住民票**（3 か月以内に発行されたもの）を添付してください。

(3) 受付期限 **令和 8 年 3 月 3 1 日(火)まで【必着】**

※申込み状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。延長した場合には、田尻町ホームページでお知らせします。

(4) 受付時間 午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで（平日のみ）

(5) 受付場所 田尻町役場別館 1 階 事業部産業振興課窓口（TEL. 466-5008）

5 推薦を受ける者・応募者に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間（3 月中旬頃）及び終了後（4 月上旬頃）に推薦を受ける者・応募者に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 推薦をする者（法人、団体等）の名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格、要件等
- (3) 推薦を受ける者または応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者または応募者が認定農業者または、それに準ずる者であるか否かの別
- (5) 推薦または応募の理由

6 選考方法

田尻町農業委員会委員候補者評価委員会において、候補者の活動歴等の評価を行い、その評価結果を参考に町長が選考します。なお、必要に応じ、面接を行う場合がありますのでご了承ください。

※法令により、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者（中立委員）を1人以上含めること等の規定があります。

利害関係を有しない者とは、「農地を有していない人」、「農業者でない人」等のことです。また、女性や青年の登用にも配慮します。

7 選考結果の通知

農業委員会委員の任命には、田尻町議会の同意が必要となることから、その結果は、6月下旬頃に申込者へ文書で通知します。

8 注意事項

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 推薦または応募に係る経費は、全て申込者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会します。

9 お申込み・お問合せ先

〒598-8588

大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1

田尻町事業部産業振興課【役場別館1階】

TEL 072-466-5008（直通）

FAX 072-466-5025

田尻町ホームページ <http://www.town.tajiri.osaka.jp/>